

輸出にあたり植物検疫法に基づく事前登録が必要な国・地域について

長野県農業技術課

1 輸出にあたり事前手続き等が必要な主な国・地域

以下の国・地域へ生果実を輸出する場合は、「植物防疫法」等の関係法令や二国間協議に基づく申請手続きが必要となります。

手続きにあたっては、事前研修や県による指導等が必要となる場合がありますので、これらの国・地域への輸出を検討している場合は、申請受付時期によらず、輸出品目を栽培する園地や選果こん包施設が所在する市町村を管轄する「農業農村支援センター」まで、お早めに御相談ください。

国・地域	品 目※1	申請内容	申請受付時期※2
台 湾	もも、すもも	・ 果実選果こん包施設	2月中旬～3月上旬
	りんご、なし	・ 栽培園地	5月中旬～6月上旬
タ イ	りんご、日本なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう、なす、メロン、すいか、きゅうり、トマト	・ 果実選果こん包施設 ・ 栽培園地	4半期ごとに受付 (3月、6月、9月、12月 (いずれも中旬まで))
ベトナム	りんご、なし	・ 栽培園地	2月中旬～3月中旬
		・ 選果こん包施設	2月中旬～4月中旬
		・ 保管施設	【りんご】 2月中旬～4月中旬
		・ 低温処理施設	【日本なし】 2月中旬～5月下旬

※ 本一覧は植物防疫に基づくものを示しており、食品衛生法や関税法に係る証明が別途必要となる場合がありますので、御留意ください。

※ 本一覧以外にも、事前手続きが必要な国・地域がありますので、輸出を検討している場合は農業技術課または農業農村支援センターへ御相談ください。

※1 干し柿等のドライフルーツ類については、輸出対象国により生果実・加工食品の扱いが異なる場合がありますので、これらの輸出を検討している場合は、農業技術課まで別途ご相談ください。

※2 台湾及びベトナム向けについては、毎年登録申請手続きが必要となります。一方、タイ向けについては、一度申請・登録された生産園地及び選果こん包施設については毎年の申請は不要ですが、登録内容に変更が生じた場合は再度申請が必要です。

2 問い合わせ先

(1) 輸出検疫全般に関すること

長野県農政部農業技術課 環境農業係

電話：026-235-7222、F A X：026-235-839

(2) 申請手続きに関すること・申請書提出先

農業農村支援センター 農業農村振興課係

各センターの連絡先は以下からご確認ください。(長野県HP)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/nogyosesaku/nosei.html>

3 参考 (植物防疫所HP)

・関係法令等

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/basis_index.html

・輸出入条件詳細情報

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>

・二国間により検疫条件が定められている品目

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>